

（仮称）葛飾区社会的養育推進計画（素案）の区民意見提出手続（パブリックコメント手続）等により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】◎：計画（案）に意見を反映する。○：計画（素案）に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第1章について	葛飾区社会的養育推進計画策定委員会の委員について、男性8人、女性1人の構成になっています。今後は、どちらかの性が4割に近づくよう配慮をお願いします。	△	計画の策定に当たっては、専門的かつ幅広い見地から議論を行う必要があることから、学識経験者、里親、主任児童委員、乳児院長、母子生活支援施設長、児童養護施設長及び児童相談所長を委員とした葛飾区社会的養育推進計画策定委員会を設置しました。委員の選任に際しては、性別のバランスにも配慮し、女性比率の向上に努めてまいります。
2	第2章について	葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針は、区のホームページ等で公開されていますか。区民が閲覧することはできますか。	△	「葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針」は、子ども・若者の社会参画の推進を目的として、区が子ども・若者の意見を聴き、その意見を施策に反映するために区内部での考え方をまとめたものであり、一般には公開していません。
3		葛飾区子どもの権利擁護事業実施要綱は、区のホームページ等で公開されていますか。区民が閲覧することはできますか。	△	「葛飾区子どもの権利擁護事業実施要綱」は、区内部の事務手続等を規定したものであり、子ども向けに作成したものではないことから、一般には公開していません。区のホームページには、子どもにも分かりやすい表現で要綱に定められた子どもの権利擁護事業について記載をしています。現在、区のホームページ内に子どもページを構築しており、子どもの権利擁護事業の内容がより子どもに分かりやすくなるように準備をしています。
4		区のホームページ「子どもの権利が守られていないときに、意見表明ができます」の経路からの意見表明の実績を教えてください。 https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1006015/1033122/1033275.html	△	区のホームページ「子どもの権利が守られていないときに、意見表明ができます」の経路からの意見表明の実績はありません（令和6年12月時点）。
5		葛飾区子どもの権利擁護事業（子どもの意見表明）フロー図中の「区（権利擁護事業主管課）」とは、具体的には何課か教えてください。	△	「区（権利擁護事業主管課）」とは、子育て政策課です。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
6	第2章について	葛飾区子どもの権利擁護事業（子どもの意見表明）フロー図中の「①意見表明」は、児童相談所が措置等している子どもに対しては担保されていると思いますが、全ての子どもに対してはそうとは言えないと思います。 専門的な立場によるアドボカシーとは別に、地域や学校等で子どもや家庭と関わる区民等によるアドボカシーも必要だと思います。	△	葛飾区子どもの権利擁護事業（子どもの意見表明）フロー図は、被措置児童のみでなく、全ての子どもを対象としたフロー図です。区から派遣する意見表明支援員は専門的知識のある者ですが、葛飾区子どもの権利条例第22条では、意見表明支援員のような専門的立場の者に限らず、区民等や育ち学ぶ施設などは子どもの意見を大切に受け止め、子どもにとってより良い方法を一緒に考えるよう努めることを求めており、日頃から子どもと接する区民等のアドボカシーも重要であると考えています。
7		子どもの権利擁護事業で電話やメール等の相談ツールが用意されていますが、現在の子どもはSNSで情報を得るのが主流であり、時代に即した意見表明の方法を検討してほしいです。	△	意見表明の方法については、現在の方法に限らず様々な方法が考えられます。一方で、子どもの意見表明においては、その後の対応から匿名ではできないため、個人情報の保護が重要です。いただいたご意見や他自治体の事例を参考にしながら、時代に即した意見表明の方法となるよう研究していきます。
8		葛飾区子どもの権利条例第24条第2項において「区は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、体制の構築その他の必要な取組を行うものとします。」と規定されています。 体制として、調査や勧告をすることができる第三者機関の設置を検討してほしいです。	○	区では、子どもの救済を図ることを目的に、学識経験者や児童精神科医などからなる葛飾区児童福祉審議会（権利擁護部会）を区長の附属機関として設置しています。子どもの権利侵害について、区は、弁護士資格を有する権利擁護調査員に関係者や関係機関などの調査を依頼した上で、権利擁護部会に諮問を行っています。権利擁護部会では、その結果も踏まえて、子どもの権利を守るために関係機関に意見具申を行っています。
9		学識経験者や学校関係者などの外部委員で構成する第三者機関として葛飾区子どもの権利委員会を設置しているとの記載があります。他自治体においては小学生から高校生までの子どもが委員となって活動している例があり、子どもの参画や子どもへの啓蒙といった観点からも検討してみてもいいと思います。	△	葛飾区子どもの権利委員会は、区の取組を検証するためのものであるため、子どもの権利に関する学識経験者や関係機関のほか、人権分野の団体等の代表者で構成されており、現時点では、子どもが委員として参加していません。委員会に限らず子どもの参画や意見を聴く機会を様々な手法により設けてきたところですが、引き続き取組を進めるとともに、いただいたご意見や他の自治体の状況等を参考にしていきます。
10		子どもの権利に関する理解を深めるための啓発活動についても、計画に記載してほしいです。	○	第2章3(1)の3段落目中「権利条例等を学ぶことができるように…」以降に、子どもの権利を理解してもらうために区が行う取組を記載しています。

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
11	第2章について	権利に関する認知度の整備目標値が低いと思います。 子どもの権利を知らなければ、意見表明をすることもできません。 せめて、区内の小中学校に在籍する子どもについては100%となるような取組を求めます。	△	権利に関する認知度の整備目標については、現状に基づき、今後実施予定の啓発事業の効果を踏まえて設定しています。引き続き、啓発用リーフレットや子ども向け学習用教材など様々な啓発手段を活用して、区内の小・中学校に在籍する子どもの権利に関する認知度が100%に近づけるよう普及啓発に努めていきます。
12		小学校でのいじめのアンケート結果から両親による虐待が発覚した他自治体の例があることから、アンケート等を活用して学校でも子どもの意見を聴く必要があると思います。	△	区では、子ども・若者の社会参画の推進を目的として、区が子ども等の意見を聴き、その意見を施策に反映するための考え方をまとめた「葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針」を策定しました。この指針では、意見形成支援と意見を聴く文化の醸成において、学校などで日常的に意見を言い合える機会や、意見を聴いてもらえる環境づくりのほか、意見表明していいという啓発や雰囲気づくり、自身の権利について学ぶ機会の重要性を位置付けています。現在、各学校において「いじめ発見のためのアンケート」を年3回以上実施しております。気になる記載があった場合には、記載した児童・生徒の心情に十分配慮しながら個別に聴き取りをし、学校内で情報共有するとともに、関係機関と連携して問題の解決に向けて丁寧に対応しております。
13	第3章について	ヤングケアラーについては、地域（支援団体、子ども食堂、民生委員・児童委員、町会・自治会、企業等）との共通理解を図るとともに、支援のためのガイドラインを策定したり、ヤングケアラー支援コーディネーターを置く必要があると思います。	△	ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなぐためには、ヤングケアラー自身や周りの大人が正しい知識を持つことや、他機関連携が重要であることから、区では、全庁的に支援体制等を含めた整理等を行ってきました。 地域や他機関との共通理解を図りながら、本人とその家族の意思を尊重し、よりよい選択肢を増やしていけるよう、取り組んでまいります。
14		ショートステイ・トワイライトステイ事業の拡充は、家庭維持のための予防的支援として非常に重要だと思います。	◎	区では、令和7年度から新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業を実施し、区内2箇所家庭の状況に合わせた支援ができる体制を構築します。
15		養育支援訪問事業は、民間団体との協働が非常にうまくいっていると思います。 今後も、民間団体への更なる支援等による事業の拡充をお願いします。	△	今後も、民間団体との協働により、支援が必要な方に適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施していきます。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
16	第3章について	子育て世帯訪問支援事業は、民間団体が先行して取り組み、区民ボランティアが貢献している事業だと思います。区として、民間団体への資金援助や事業の広報啓発をお願いします。	△	今後も、民間団体との協働により、支援が必要な方に適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施していきます。
17	第4章について	「男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、切れ目のない支援策を推進していきます。」との記載に関し、包括的性教育を基本として、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があると思います。(同様の意見が他に1件)	△	「葛飾区子ども・若者総合計画」においても、プレコンセプションケア普及啓発に取り組むこととしています。乳幼児の保護者を対象に産前産後の講座や相談事業を行うことや、包括的性教育を行うために学校・家庭・地域が連携して取り組む仕組みを検討していきます。
18		特定妊婦等の支援のための連携について、葛飾区要保護児童対策地域協議会を活用し、家庭に関わる地域の人々も含む支援者会議を開催してほしいです。	△	葛飾区要保護児童対策地域協議会では、特定妊婦に対して、適宜、個別ケース検討会議を開催しているところです。その際は、当該家庭に関わる地域の関係者、関係機関の皆様にも、必要に応じて、ご参加頂いております。今後も引き続きご参加をお願いすることがありますので、よろしくお願いたします。
19	第6章について	一時保護された子どもが家庭に帰った後の継続した学習支援に当たっては、地域の学習支援団体等との連携を途切れることなく行ってほしいです。	◎	ご意見を踏まえ、第6章の「身近な地域資源」及び第11章の「支援団体」について、例示を追加します。具体的にどのように協働することができるかについては、情報共有の課題等を踏まえつつ、地域の皆様の意見も聴きながら検討してまいります。
20		子どもが一時保護から家庭復帰するときには、学習支援だけでなく、地域と協働して、生活全般に渡る支援をする必要があると思います。		
21	第9章について	非行少年への支援も必要ですが、里親や児童養護施設は、非行少年を預かることには消極的です。区内・外を問わず、児童自立支援施設の設置を検討する必要があると思います。	△	児童心理治療施設や児童自立支援施設については、家庭養育優先原則の下、国において多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、施設の運営や新たな設置についての方向性を示すとされています。区も、その動向を注視してまいります。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
22	第10章について	社会的養護経験者等の自立に係る経済的負担への支援は、子どもの権利擁護の観点からも重要な施策です。 例えば他自治体では、一部基金への寄付を活用しながら、給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、居場所・地域交流支援、相談支援、住宅支援を実施しています。 クラウドファンディングも有効な手段だと思います。	◎	令和7年度より、区が措置等をした社会的養護経験者等が進学や就職を機に自立に向けて一人暮らしをするために必要となる費用の一部を支援する区独自の支度金を創設する旨を明記します。 相談支援については、関係機関と調整しながら、早期の実施を目指して検討を進めてまいります。
23		社会的養護経験者等の自立に向けた支援に関し、地域で生活支援をしている子ども食堂等との連携も考えてほしいです。	◎	ご意見を踏まえ、第6章の「身近な地域資源」及び第11章の「支援団体」について、例示を追加します。 具体的にどのように協働することができるかについては、情報共有の課題等を踏まえつつ、地域の皆様の意見も聴きながら検討してまいります。
24	第11章について	司法面接に関する刑事訴訟法の改正があったことを踏まえ、児童相談所職員や教職員に対する研修を実施して司法面接のスキルを持つ人材を確保するとともに、区民が子どもの被害に気づいたときに通報や相談がしやすいよう、広く周知啓発をお願いします。	△	令和5年の刑事訴訟法改正により、児童虐待等の被害者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体は、一定の要件の下で、証拠能力が認められることとなりました。 児童相談所職員が子どもから聴き取りを行う過程で、誘導や暗示を与えることなく、子どもに記憶のとおり話をしてもらうことができるよう、面接技法に関する研修の受講等を推進してまいります。 また、区民の皆様が子どもの犯罪や虐待の被害に気づいたときに適切に通報等をしていただけるよう、引き続き広報啓発を行ってまいります。